

## 東京女子医科大学における公的研究費の使用に関する行動規範

大学における学術研究は、社会からの信頼と負託によって支えられている。公的研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした者が所属する機関だけではなく、我が国の学術研究の発展をも阻害するものである。

このことを踏まえ、本学は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

本学の構成員（※）は、これを誠実に実行しなければならない。

（公正、効率的使用）

1. 構成員は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならないとともに、実態のない経費の使用、目的外使用、期間外使用等の不正な使用は行ってはならない。

（法令遵守）

2. 構成員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。

（適正使用、処理）

3. 構成員は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。

（未然防止）

4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

（公正性）

5. 構成員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。

（知識の習得）

6. 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

※構成員とは、文部科学省が制定している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に準じ、本学に所属する非常勤講師を含む、医師、研究者、事務職員、技術職員及びこれに準じる者をいう。

以上